

## 附属機関及び協議会等への女性の登用促進要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県男女共同参画推進条例及び埼玉県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、附属機関及び協議会等への女性の登用を促進することに関し必要な事項を定め、県教育委員会の政策・方針決定過程への女性の参画を進めることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象となる附属機関及び協議会等は次に定めるとおりとする。

- 一 附属機関 調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- 二 協議会等 県教育委員会の要綱、要領、個別の決裁等に基づき設置され、県職員以外の者が構成員の全部又は一部となっている協議会等をいう。ただし、関係行政機関又は関係団体との間の連絡調整を行う会議等を除く。

### (目標)

- 第3条 附属機関の委員に占める女性の構成員の割合については、教育委員会委員に占める女性の構成員の割合を含めた上で、令和8年度末まで継続して42パーセント以上であることを目標とする。
- 2 協議会等の委員に占める女性の構成員の割合については、令和8年度末において、42パーセントに達していることを目標とする。

### (女性の登用)

- 第4条 附属機関における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。
- 2 協議会等における構成員を選任する場合は、前項の趣旨に従い、できる限り男女の均衡を図るものとする。

### (附属機関に関する総務課長への協議)

- 第5条 附属機関に関する事務を所掌する本局の課の長（教育機関に置かれる附属機関にあっては、当該教育機関との連絡調整を行う課の長をいう。）（以下「課長」という。）は、附属機関の委員現在数に占める女性の委員の割合が42パーセントに達することなく委員候補者を選定しようとするときは、教育総務部総務課長（以下「総務課長」という。）とあらかじめ様式第1号により協議しなければならない。
- 2 課長は、前項による協議を行おうとするときは、附属機関の女性の委員の登用計画（様式第2号）を作成し、総務課長に提出するものとする。

### (協議会等に関する総務課長への報告)

- 第6条 女性の構成員の割合が42パーセントに満たない協議会等がある場合、当該協議会等に関する事務を所掌する課所館長は、下回った理由及び今後の対応策を様式第3号により総務課長に報告するものとする。
- 2 総務課長は、前項の報告に対し、必要に応じて状況確認等を行うものとする。

### (女性の登用の推進)

第7条 各課所館長は、女性の委員又は構成員の登用方法の見直しを行い、附属機関及び協議会等への女性の積極的な登用を図るものとする。

(登用状況報告)

第8条 各課所館長は、毎年度4月1日及び3月31日現在の女性の登用状況について、附属機関にあつては様式第4号、協議会等にあつては様式第5号により総務課長に報告するものとする。

- 附 則  
この要綱は、平成7年2月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成9年6月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成12年4月13日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成15年6月6日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成16年3月25日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

附属機関への女性の登用促進に係る協議について

附属機関名

委 員 数	
うち女性の委員の数	
女性の委員の割合	
女性の委員を目標値以上登用できない理由	
総務課長の意見	

\* 附属機関の登用計画、設置規定及び委員名簿（案）を添付すること。

様式第2号

女性の委員の登用計画

課名

附属機関の目標値達成時期	令和 年 月 日
--------------	----------

附属機関の名称	現在の			改選後の			改選期
	委員数	女性の委員数	女性の委員の割合	委員数	女性の委員数	女性の委員の割合	

様式第3号

協議会等への女性の登用促進に係る報告について

課名

構 成 員 数	
うち女性の数	
女性の割合	
女性を目標値以上登用できない理由	
今後の対応策	

設置規定、構成員名簿（案）を添付すること。